

平成24年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成24年6月26日（火）

午後2時から午後4時まで

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

加藤委員，官澤委員，阿部委員の3新委員に対して，委嘱状を交付

3 挨拶（技術参事兼食と暮らしの安全推進課長 赤尾）

4 議 事

1) 会議の成立

15名で構成されている本会議について，12名の委員が出席，みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定に基づき，本会議が成立していることを確認した。

出席委員：小金澤委員(会長)，熊谷委員(副会長)，加藤委員，遠藤委員，桔梗委員，官澤委員，阿部委員，相原委員，佐々木委員，小林委員，大山委員，佐藤委員

欠席委員：三浦委員，高平委員，渡邊委員

2) 会議内容 ※議長は条例第18条第1項の規定により，小金澤会長。

〈 小金澤 会長 〉

皆さん，こんにちは。よろしくお願ひします。今年度は初めてということになりますが，メンバーが入れ替わっていますし，年度途中で入れ替わることが多い年になりますが，よろしくお願ひします。

では，次第に従いながら，議題等議論していきたいと思ひます。1番目は，食の安全安心の施策の実施状況，2番目は，食品の放射性物質の検査体制，3番目は，みやぎ食の安全安心県民総参加運動の取組状況，この3つの議題についてこれから，議論をお願いします。

それでは，食の安全安心に関する施策の実施状況について，事務局から説明していただきます。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

それでは，議事（1）のイ 食の安全安心の確保に関する施策の実施状況について，御説明いたします。

最初に，基本的な計画（第2期）につきましては，平成23年3月に策定され，平成23年度から平成27年度の5年間を実施期間としております。23年度は実施初年度でしたが，東日本大震災への対応が最優先業務となり，事業によっては，中止や縮小・見直しを行わざるを得ませんでした。東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能問題には，新たな事業により対応

いたしました。この基本計画は、大綱として、1 安全で安心できる食品の供給の確保、2 食の安全安心に係る信頼関係の確立、3 食の安全安心を支える体制の整備の3つの施策に分けられ、さらにその施策を6つの中分類、14の小分類に分け、実施にあたっては計37の施策で計画を推進することとしております。前年度の施策の実施状況については、各委員から評価いただき、知事を本部長とする食の安全安心対策本部会議に諮り県議会に報告することになっております。

それでは、議題イの食の安全安心に関する施策の実施状況についてのうち、①「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく平成23年度施策の実施状況(案)等についてを御説明します。

資料1を用いて説明させていただきます。1ページですが、1 安全で安心できる食品の供給の確保、大綱の1をまとめております。（1）生産及び供給体制の確立、イ 生産者の取組への支援につきましては、農業関係では、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の適切な運用、エコファーマーの育成、農薬の適正使用を推進し、畜産関係では、牛の個体識別番号牛耳標装着制度を引き続き実施しましたが、水産関係では、震災によりかき処理施設等の整備事業を中止しました。ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援につきましては、生産者の環境整備に対して支援を行い、農業関係では、病害虫の防除対策支援、カドミウム基準値超過米の発生抑制対策の推進、放射性物質に係る営農対策について指導助言を行いました。ハ 事業者に対する支援につきましては、みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度の普及、米トレーサビリティ法の全面施行に伴う周知啓発、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録を推進しました。

続きまして2ページ、（2）監視指導及び検査の徹底、イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底ですが、農薬販売者や肥料・飼料の製造工場、動物医薬販売業者への立入検査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定期的な監視を行いました。ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底ですが、毎年度策定している宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生施設等に対して監視するとともに、食品中に残留する農薬、ノロウイルス、BSE検査等を実施し、農林水産物中の放射性物質濃度を測定するため、検査機器を配置しモニタリング調査を実施し、迅速に結果を公表しました。水産物については、魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査を実施しました。本県産牛肉については、と畜場において全頭検査を実施しました。ハ 食品表示の適正化の推進につきましては、食品表示の適正化を推進するため、JAS法、食品衛生法等の関係法令に基づき監視指導を行いました。

大綱2の食の安全安心に係る信頼関係の確立ですが、（1）情報共有及び相互理解の促進 イ 情報の収集、分析及び公開につきましては、みやぎ食の安全安心消費者モニター等の意向の把握に努めたほか、監視指導結果等食の安全安心に関する情報を県民に提供しました。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進ですが、地域の食と農の相談窓口等の設置、民間企業等と連携し消費者、生産者及び事業者の相互理解を促進しました。

（2）県民参加ですが、イ 県民総参加運動の展開として、みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会の結果を踏まえ、活動を強化する予定でしたが、震災対応により、多くの事業が中止となりました。ただ、食の安全安心に関する研修会については開催することができました。ロ 県民の意見の食の安全安心に関する施策への反映ですが、講演会等により広く県民の意見を収集しましたが、特に県民の関心の高い放射能関連につきましては、消費者モニター等へのアンケートを実施し、施策への反映に努めました。

3 食の安全安心を支える体制の整備ですが、(1)体制の整備及び関係機関等との連携強化につきましては、イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進として、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催したほか、食の安全安心推進員による定例会議を開催し、基本計画に基づく施策の進ちょく状況管理等を行いました。ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応ですが、関係各課で構成する食の危機管理対応チーム会議を開催し、特に放射性物質による食品の汚染対策について情報の共有を図りました。4ページのハ 食の安全に関する調査・研究の充実ですが、この施策では、ノロウイルスの浄化手法の検討を計画しておりましたが、震災により中止となりました。ニ 国、都道府県、市町村との連携ですが、国に対して違反食品や輸入食品に関する情報の収集に努めた他、暫定許容値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与した恐れのある牛の肉については、国や関係自治体と緊密に連携し、暫定規制値を超える牛肉の流通を防止しました。(2)みやぎ食の安全安心推進会議、これは食の安全安心の確保を図るため、3回開催するとともに、情報共有のための懇談会を開催し、施策の評価について意見交換を行いました。

4 食品の放射能対策ですが、関係する項目に盛り込んでおりますが、項目を別立てにしてまとめましたので、説明を省略します。

6から38ページにかけまして個別の実施状況を詳細にまとめておりますので、これについて説明します。

1-(1)-イ 生産者の取組への支援、(イ)安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成ですが、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」による生産登録面積及びエコファーマーについては、震災の影響もあり減少しました。(ロ)農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大ですが、残念ながら震災により事業を中止しております。(ハ)農薬の適正使用の推進ですが、農薬使用者等への立入検査や農薬管理指導士の研修会の実施、農薬危害防止運動により、農薬の適正使用への意識を高めました。(二)牛のトレーサビリティシステムの推進ですが、牛の移動履歴等の管理用個体識別番号耳標装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行った結果、装着率100%を維持しています。(ホ)水産関係の施設等の整備支援ですが、東日本大震災により、既存カキ処理場が被災したため、浄化処理施設整備計画を中止せざるを得ませんでした。9ページですが、ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援の(イ)病害虫の適正防除及び土づくりの推進につきましては、定期的な巡回調査を行い、病害虫に関する防除情報を提供し、関係機関等に対して適切な防除の支援を行いました。また、環境負荷のより少ない病害虫防除を推進するため、難防除病害虫や薬剤抵抗性を有する病害虫の防除対策を検討しました。土づくりについては、震災により事業を中止しました。(ロ)土壌環境適正化の推進ですが、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、適正な水管理を推進し、基準値を超過した産米は市場流通しないよう廃棄処理しました。(ハ)家畜伝染病の発生予防とまん延防止につきましては、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、疾病の未然防止を図りました。10ページですが、(ニ)貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進、これは、県産二枚貝の貝毒検査を実施した他、生産者団体によるノロウイルスの自主検査についても指導し、食中毒の未然防止を図りました。12ページですが、ハ 事業者に対する支援として、(イ)営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進については、HACCPの考えを取り入れた「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の講習会を開催しました。(ロ)中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築については、平成23年に米トレーサビリティ法が全部施行となったことから、関

係者を対象に説明会を開催しました。(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大については、県産食材を積極的に利用している飲食店を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として広くPRしました。14ページですが、イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底、(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化については、農薬の販売者及び使用者へ立入検査や農薬使用基準に基づく指導、農薬危害防止運動等により、農薬の適正使用の意識が高まりましたが、農薬管理指導士は前年度より減少し、1,146人となりました。(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施については、関係法令に基づき、肥料生産業者、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を実施しました。特に、稲わら販売業者75か所への立入検査を実施し、放射性物質に汚染された稲わらの流通防止を指導しました。BSE発生防止については、飼料分析を実施した他、牛飼養農家を対象に飼料規制の指導をいたしました。なお、養魚飼料の立入検査については、工場が被災したため中止しております。15ページの(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導については、動物用医薬品販売業者への立入検査を行い、適正な流通を確認しました。(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施については、県内農場における各種モニタリング検査及び農場からの死亡羽数等の定期報告により異常の早期発見に努めました。17ページ、ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底として、(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底ですが、飲食店及び食品製造施設等の監視指導を実施しました。また、生食用食肉の規格基準が定められたことにより、取扱施設の監視や県民に対する啓発を行いました。食中毒月間には、チラシの配布や講習会の開催を行いました。(ロ) 食品検査による安全性の確保ですが、輸入食品を含め県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中の残留農薬等を検査をし、飲食に起因する危害防止に努めました。放射能汚染への対応として、検査機器を整備し、また県産農林水産物等の放射性物質の検査を実施し、食品の安全を確認することで、県民の不安解消に繋がりました。水産物については、魚市場に簡易測定器を貸与して安全確認を行いました。市町村が実施する検査に係る経費についても交付金により支援しました。県産農林畜産物の放射能測定結果は表のとおりです。精密検査による検査点数は1,307点、うち暫定規制値超過点数は7点、簡易検査による検査点数は1,303点、うち精密検査実施点数は16点となっております。18ページ(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導の徹底ですが、震災により、かきの養殖事業及びかき処理場等が被害を受けたため、営業を再開できた施設について監視指導及び生食用かきの検査を実施しました。なお、入札場への監視については、今年度かきの取引を入札制としなかったため実施しませんでした。かき養殖海域の海水やかきの成分規格やノロウイルスの検査を実施し、健康危害の発生を防止しました。安全な食肉を供給するため、と畜場の監視指導及び食肉検査、食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査、牛全頭を対象としたBSE検査を実施しました。本県産の牛肉については、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、牛の出荷制限が指示されました。このことを受け、8月24日からと畜場において放射性物質の全頭検査を実施し、牛肉の安全性を確保しました。なお、主な数値目標の平成23年度実績ですが、震災により計画を下方修正しましたが、食品営業施設等の復旧が予想より進んだため、計画を上回る実績となっております。22ページ、ハ 食品表示の適正化の推進、(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施ですが、県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や食品衛生法に関する相談を受け付けました。また、食品表示110番等に寄せられた情報については、JAS法等関係法令に基づく調査を実施し、不適正な場合は事業を指導しました。アレ

ルギー物質の表示については、うどん、クッキー等44の食品を対象に検査した結果、1検体から検出され、適正な表示を指導しました。輸入生かき偽装防止特別監視員、いわゆるオイスターGメンにより監視の結果、偽装・混入の事実は認められませんでした。23ページ(ロ)ウォッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化ですが、食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店に対するモニタリング調査は、震災により中止となっております。(ハ)食品表示に関する研修会等の充実ですが、震災のため、研修会は中止しましたが、食品適正表示について製造業者への指導や相談に対応したほか、ホームページを更新し、消費者向けの情報提供を充実しました。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立、(1)情報共有及び相互理解の促進、イ 情報の収集、分析及び公開、(イ)県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供ですが、消費者モニターアンケートや研修会の実施により県民の意向の把握に努めたほか、食の安全安心に関するホームページを管理運営し、食の安全安心に関して分かりやすい情報提供を行い、アクセス数も昨年より増加し、473,159件となりました。「食材王国みやぎ」ホームページでも食の情報発信をし、67,591件のアクセスがありました。みやぎ食料自給率向上県民運動についても、標語の募集、出前講座、パネル展示により、県民への啓発を図りました。(ロ)監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表ですが、宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果を公表しました。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進、(イ)消費者と生産者・事業者との相互理解の推進ですが、食の安全安心に係る研修会を開催し、消費者と生産者の相互理解を深めました。全農業改良普及センター等に設置している「地域の食と農の相談窓口」においては、46件の相談に対応しました。(ロ)関係団体等との連携・協働の推進ですが、食育・地産地消の取組について、民間企業等と連携してPRした結果、県産食材への一層の理解を得ることができました。(ハ)「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実ですが、11月を「すくすくみやぎっ子みやぎふるさと食材月間」と定め、給食を実施している県内全小中学校に対し、地元食材の利用推進を働きかけた結果、給食における地場野菜等の利用品目割合は、震災の影響により参考値ではありますが、25.6%となりました。(2)県民運動、イ 県民運動総参加運動の展開、(イ)県民が参加する消費者モニター制度の推進ですが、ホームページを活用して、消費者モニターの登録者を募り、消費者の参加促進に努めました。登録者数は、24年3月末現在、772人となり、震災の影響により大幅に減少しました。(ロ)生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援ですが、みやぎ食の安全安心取組宣言事業につきましては、震災のため中止せざるを得ませんでした。事業者の登録申請の受付や当課ホームページによる自主基準の公開などの支援を行いました。事業者の登録者数は、23年度末で3,265者となっております。31ページの(ハ)知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発ですが、消費者モニターや一般県民を対象に、「放射性物質と食の安全安心」をテーマとした研修会を開催しました。また、消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ主催の「放射能汚染と食品の安全性を考えるフォーラム」への参加を促し、食の安全安心に関する知識の習得を図りました。ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映、(イ)県民の意見の把握ですが、食の安全安心に関する意見・提言等の募集、食の安全安心に関する研修会での意見交換、みやぎ食の安全安心推進会議の開催、また消費者モニターへのアンケートにより、広く県民の意見を収集しました。(ロ)食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)の充実ですが、みやぎ食の安全安心に関する総合窓口及び食品表示110番、

また、県内保健所に食の110番を設置し、相談等に応じました。相談件数は、食の110番が246件、食品表示110番が52件となっております。

3 食の安全安心を支える体制の整備、(1)体制整備及び関係機関との連携強化、イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進ですが、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき全庁横断的な取組を推進しました。また、関係各課に配備されている食の安全安心推進員による定例会議を開催し、基本計画に基づく施策の進ちょく状況管理を行いました。ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応ですが、関係各課で構成する食の危機管理対応チーム員会議を開催し、特に放射性物質による食品の汚染対策について、情報の共有化を図りました。ハ 食の安全に関する調査・研究の充実ですが、ノロウイルスの浄化手法については、震災により事業が中止となりました。ニ 国・都道府県、市町村との連携ですが、厚生労働省等から違反食品等に係る情報提供を受けるなど情報収集に努めたほか、国に対しても情報提供し、連携して取り組みました。特に、暫定許容値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与したおそれのある牛の肉については、国や関係各自治体と緊密に連携し、安全性を確保するため、流通調査や、残品の放射性物質検査を実施し、暫定規制値を超える牛肉の流通を防止しました。(2)みやぎ食の安全安心推進会議ですが、例年通り3回の開催しました。また、情報共有のための懇談会を開催し、施策の評価について意見交換を行っております。

4 食品に係る放射能対策ですが、各項目で説明しましたが、取組内容が分かりやすいように項目を別立てにして掲載しております。

資料2の平成24年度の事業一覧につきましては、平成23年度の推進会議でいただきました平成22年度の施策の実施状況の評価、御意見や御提言を「平成23年度の実施への反映」及び「平成24年度の計画への反映」に記載のとおり、事業の実施や計画に反映させておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、説明を終了いたしますので、御協議についてよろしく申し上げます。

〈 小金澤 会長 〉

はい。どうもありがとうございました。今、課長から説明がありましたように昨年度は、地震でだいぶ事業が取り止めになったものがありますが、これらの事業の内容についてこれから皆さんに評価してもらう作業がありますので、この内容について何か分からないことがありましたら質問をお願いします。

〈 加藤 委員 〉

質問が2点ほどあります。まず、消費者モニターの方々の平均年齢、性別、男女割合。なぜ質問するかというと、報告の中に放射能問題に対するアンケートを行ったという記述がありましたので、年齢によって、もう一度質問しようと思っているので、この点お答え願います。もう一つは、「食の110番」ですが、この件数が多いかどうかはわかりかねますが、放射能問題に対する問い合わせはこの中に含まれているのか。食の110番にあった内容が、監視指導計画や何か、こういったものに反映されているのかについてお願いします。

〈 赤尾 課長 〉

最初に、食の安全安心消費者モニターの年齢構成等ですが、23年3月末現在のデータで、男女比率ですが、男性が24.1%、女性が75.9%となっております。年齢構成は、男女併せてですが、60代の26.8%、50代が21.1%、40代が18.5%、70代が16.7%。年齢構成のピークは50代、60代となっております。40代と70代がほぼ同じ位とい

う構成です。参考までに20代が4.2%、30代が9.2%となっております。地域ですが、仙台圏が74.1%で一番多く、次に大崎の9.2、仙南の6.2、石巻の6.0、登米の2.0となっております。仙台圏が4分の3位、年齢構成が50代60代で48%ということなので、半数近くということになります。食の110番ですが、23年度の内容は資料が手元にありませんが、参考までに22年度は196件ありまして、食品に対する苦情が98件、店舗に対する苦情が36件、表示関係が18件ほど苦情が寄せられております。食の110番でカウントするのは主に苦情関係で、直接、放射能に関しての照会等については、別に保健所で数を取っております。食の110番については、16年度からのデータを見てみますと、食品の異物混入や腐敗といった内容となっております。

〈 加藤 委員 〉

今の御回答だと、放射能問題に対する問い合わせはこの件数に含まれていないという理解でよろしいのでしょうか。

〈 赤尾 課長 〉

食の110番という括りでは。ただ、それと関連として、一人の方が複数言ってこられる場合もあります。お店の苦情と関連して放射能に繋がっていくことがありますので、統計の取り方が難しいのですが。放射能に対して、別立てでカウントはしておりませんでした。

〈 加藤 委員 〉

モニターの放射能問題に対する危機感の取り方は、年代によって違うと思うので、放射能のアンケートの結果は何に反映されているのか。それから、食の110番の内容は、何かに反映されるのか、この点についてもよろしくお願いします。

〈 赤尾 課長 〉

モニターの認識を何に反映させるのかということ、検査件数をどれくらいに設定したらいいか、広報の仕方、どういうふうに関民の方へ放射能のいろいろな情報を提供していけばいいのか、こちら辺が課題になると思います。食品110番の相談件数について、どういうふうに行政に生かしていくかということ、苦情関係が多いということで、店舗の監視の際に、得た情報を店にフィードバックするとか、営業者を集めての食品衛生講習会の材料にしています。食の110番の食品関係の苦情に対しては、直接、営業者等に対して適切な表示の指導を行うということになります。

〈 桔梗 委員 〉

まずは、モニターだより創刊号については、現場でこのようなものができればいいなと思っておりましたので感謝します。資料4ページ、宮城県水産物放射能連絡会議は、現状、存続しているのでしょうか。2点目ですが、今回の原発事故による放射能に対する宮城県の取組スキームを確認させていただいたところ、前回、御回答いただきました内容というのは、原発事故の損害賠償を考えての動き、これに対する対策、それによるスキームと御回答いただいておりますが、現状は、このスキームを超えた、純粋な食の安全の放射能対策スキームは構築されようとしているのでしょうか、もしくは、現状、されているのでしょうか。

〈 赤尾 課長 〉

4ページの宮城県水産物放射能連絡会議は、今まさに動いているところです。原発事故に対しての食の安全安心への取組ということになりますと、次の議題への食品の放射性物質の検査体制についてで御説明しようと思っておりましたが、よろしいでしょうか。

〈 小金澤 会長 〉

放射能の問題は、本格的にはこれからの部分のところもあります。その中で、検査体制については、これから説明があると思いますが、ひとまず、平成23年度の実施状況の内容について絞らせていただけないでしょうか。チェック体制については、23年度にやったからうんぬんではなく、それ以降のこともありますので。その他、23年度の実施状況について御質問はありますでしょうか。

〈 遠藤 委員 〉

学校給食の地産地消の割合は25.6%となっております。これは放射能の影響によるものなのでしょうか。それから、放射能に対する対策ようなものをお聞かせ願いますでしょうか。

〈 赤尾 課長 〉

学校給食における地場野菜等の利用品目割合25.6%が、はたして放射性物質による対策というか、一部県産品を切り替えて下がったものか、震災の影響でそもそも入らなくなったのかについては、この場で回答できません。

〈 遠藤 委員 〉

数的には下がっているということですか。

〈 赤尾 課長 〉

前年と比べるとそうなります。

〈 小金澤 会長 〉

今の点でもそうですが、表現の問題ですが、成果と書いています。だから、成果が前年度と比べてどうだったのか、途中経過も分からなくなりますので、委員会に出す訳ですから修正をかけた方がいいと思います。その他ありますでしょうか。それでは、これで報告を終わりにし、次に評価の仕方に移ります。事務局、お願いします。

〈 宍戸 専門監 〉

それでは、②の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）に基づく平成23年度施策の実施状況（案）に係る評価」について、資料3で御説明します。この評価をいただく目的ですが、これは計画の各種施策を総合的に推進するために施策の実施状況を評価いただきまして、来年度の年次計画や今年度の実施内容に反映させていくことを大きな目的としております。委員の皆様へ評価をお願いしたいのは、さきほど御説明しました平成23年度の施策の実施状況についてでございます。

それでは、評価の方法について御説明します。資料1の表紙をめくっていただきまして、左に目次がございます。この目次にローマ数字のⅡ「食の安全安心の確保に係る施策の実施状況の概要」とあります。その下に算用数字1として、安全で安心できる食品の供給の確保、算用数字2として、食の安全安心をさせる信頼関係の確立、3として、食の安全安心を支える体制の整備、この3つの大分類で構成されておりまして、その下に4 食品に係る放射能対策（再掲）とありますが、その内容は先ほど御説明しましたように、算用数字1から3それぞれの分類の項目に記載しております放射能に関する内容を再掲したものです。これは食品の放射能について特に関心が高いということを考えまして、別立てとしておりますけれども、1～3のそれぞれの分類の中で記載しておりますので、評価につきましては、大分類1、2、3の中で行っていただきますようお願いいたします。次に資料3を御覧下さい。委員の皆様には、平成23年度の施策の達成度に

ついて御評価をいただきます。その評価は、施策の小分類を単位に行っていただきます。この点線で囲った部分を例に御説明しますと、算用数字1の「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、その下の(1)の「生産及び供給体制の確立」、これが中分類、かたかなのイ「生産者の取組への支援」これが小分類、その下に(イ)から(ホ)ありますが、これが施策です。評価は、小分類ごとに行っていただきますので、この(イ)から(ホ)までを取りまとめた、「イ生産者の取組への支援」、これが対象となります。小分類は14、37の施策がございまして、評価は小分類ごとに行っていただきます。もう一度、資料1の6ページと7ページを御覧いただきます。今説明した区分というのがここになりまして、6ページの左上(イ)から7ページの(ホ)の各施策ごとに実施状況の説明と枠組みの中に成果が記載されておりまして、さらに7ページの下の方に数値目標があるものについては、その実績が示されております。40ページから45ページを御覧いただきますと、実績数値総括表がございまして、評価の際には、これも参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、もう一度、資料3を御覧下さい。評価を施策の達成状況に応じまして、ABCの3段階でお願いします。「達成している」はA、「概ね達成」はB、「達成していない」はCとなります。評価の視点としては、「進捗状況」、どの位進んでいるか、「連携状況」、関係各課・機関と連携し進めているかどうか、それと「協働状況」、生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうか、これらによって判断していただきますが、どこに重点を置いて評価するかは、委員の皆様の御判断でかまいません。資料3の2枚目からが、実際に提出していただく評価表になります。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左に「本文頁」とありますが、これは、資料1のそれぞれの施策の実施状況のページに対応しております。これは資料1を御覧になりながら達成度の欄にABCの御記入をお願いします。下の方に、意見・提言の欄を設けておりますので、委員の皆様には併せて意見などを記載していただきますようお願いいたします。なお、この資料3の一番後ろに参考資料として、平成21年度と22年度の施策の評価状況をまとめたものを添付しておりますので、それは後ほど御覧下さい。

評価表を作成していただきましたら、7月10日まで事務局のほうに返送していただきますようお願いいたします。皆様の評価表が集まりましたら、全体を整理し会長のほうに御報告いたします。会長には、これをとりまとめ調整のうえ、推進会議としての総評をお願いします。次回8月24日開催予定の推進会議にお諮りし、食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして、県議会での報告となります。また、何か分からないことがありましたら、事務局のほうに電話でも結構ですので、お問い合わせをお願いします。以上で説明を終わります。

〈 小金澤 会長 〉

いまの説明で何かわかりにくいところとかありますか。

〈 佐藤 委員 〉

この評価に関しまして、実はこの制度ができて、評価というものが実際行われるようになって第1回目から私、携わっておりますので、どうふうにしていったらいいのか、どういうことが必要かは、それぞれの段階段階で申し上げてきたつもりです。実は、今日、参考資料として付けていただきました21年度と22年度の評価ですが、達成していないというCのランクのところにつけたのは私ですが、それはなぜかという、昨年の3月11日、厳密にいうと3月12日以降を境にして評価すべき事項をどのように理解していいのか、状況が全く変わってしまった。従前の評価方法でいけるのかということについて疑問がありまして、それで、私自身、昨年の評価に

入れさせてもらった。それは何かというと放射能のことです。というのはこの施策の評価というのは、生産者それから消費者を含めた流通者段階の方々、つまり作り手買い手そして行政、この3つがそれぞれ食の安全安心のためにどのような努力を払い、そしてそれをどのように連携しながらやっていますか、ということの評価しましょう、というのが評価のベースだというふうに考えております。ですから、エコファーマーがうんと増えたということの評価の対象にしようとする、生産者自ら努力して、エコファーマーの資格を取って食の安全安心に寄与しているということで高い評価を生産者に与えることができる。例えば、BSEの全頭検査を引き続き実施しているということであれば、それは、食の安全安心のために流通段階の方々たちと行政が一体となってその事業を継続しているということで、高い評価を得られる、ということで一連の評価をやってきたと考えているし、そういう評価をすることによって行政の方々に今、何が必要なのか、何を求められているか、そして行政としてこういう事柄はやらなくてはいけない、こういう事柄は山を越えたのではないかとすることを判断し、施策の取捨選択に繋がるのが評価にも寄与していく、評価の目的だったわけです。ところが、昨年3月11日以降、空から毒が降ってきたわけです。遍くいろんなところに散らばって、私たちが食の安全安心で取り組んでいく評価の中にどうカウントするのか、これについては実は何も示されないままきている。というか、ある意味示しようがないのかもしれませんが、例えば生産者がこの問題に取り組もうとしたら何をしたらいいのか。自分たちでカウントして、ある一定量を超えたものを出荷しないようにするというをやれば、生産者がやったことになるんですけども、そこに対して行政がどういう支援をしたのか、それから流通の段階でそこに対してどのような意味づけがなされているのか。例えば除染に対してどのような評価をするのか。もっと重要なのは、風評被害とか学校給食における個別の調査の問題とか考えていくと、実は従前のこの評価の方法では、やりきれない。全く手法を改めて考え直さなければならぬとできないのではないかと思います。今回、報告の中で、特に放射能に関する項目立てというのを、ローマ数字Ⅱの算用数字4のところであって、再掲となっている。いわば評価はこれまでの個別の評価でやってくださいとなっているが、私たちはどのような評価方法をもって放射能の部分を含めて評価したらいいのか、しなければいけないのか。はっきり申し上げると評価できないと思う、現実的には。従前の評価方法と放射能が実際問題としてあるかもしれない、あるであろう、もしかするとなくて安全かもしれない、その見極めをどこで線引きしながらこの評価をもっていくか。今回の評価というのは、正直言って放射能の問題を抜きにすれば、今まで通りで簡単にできるのですが、このことを考えると非常に評価しづらい。県としてこの辺はどうお考えなのか、なかなか難しいと思いますが、評価は我々委員の仕事でもありますので、その辺のサジェスションを頂戴しないと評価しろといわれも、セシウムのことを考えるとなかなかというのが正直、実感でございます。

〈 宍戸 専門監 〉

とても難しいお話だと思いますが、このローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのそれぞれの放射能の施策、記述がありまして、それぞれに先ほど説明した小分類ごとにお願ひしますという中に少しずつ入っておりますので、それぞれで評価をお願いしたわけですが、算用数字の4として、放射能だけとなると整合性が取れなくなるのではないかと考えたものでありますので、それぞれ1、2、3の中でそれぞれ評価をというお話をしたわけですが、それぞれの委員の皆さん、いろいろお考えがあると思いますので、必ずしもこうしなければならないという評価はないと思います。

〈 佐藤 委員 〉

まさに専門監がいったとおりに思う。放射能の問題というのは、それぞれの分野分野部分部分でそれぞれチェックしていかないといけない。まさにそのとおりなんです。だから本当は、小分類でやるべきですが、小分類でみていったときに、従前型の食の安全安心の評価方法とは整合性が取れなくなる危険性があると思う。であればむしろ、放射能検査体制、放射能除去対策、汚染食品が市場に出回らないような形での対策など、むしろ一項目立ててもらった方が我々は評価はしやすい。例えば、トレーサビリティ、BSE、エコファーマーの話とか、外食産業における食の安全安心の取組の状況とかについては、従前の評価で十分対応できると思う。ただし、その中に、放射能の問題が入ってきた時に、従前型の評価方法でいいのかということになってくると思うので、逆に放射能については、4を別項目に立てていただいて、委員がそこをどのように評価しようとしているのかということを見ていただいた方が私としては評価しやすい。評価すべき対象がストレートにイコールではないと。違うファクターのものが入り込んできているのではないかと思うのですが。

〈 宍戸 専門監 〉

確かに放射能のことだけを意識しながら評価するのは確かにやりやすいと思ひまして、これは、他の委員さんがどうお考えになっているのかわからないので、意見等をいただきながらまとめていきたいと思ひますが。

〈 小金澤 会長 〉

今の点について何か御意見がありますか。

〈 遠藤 委員 〉

佐藤委員がおっしゃったように、小分類の中に放射能の項目を入れて考えてしまいますと、小分類の中の放射能以外の項目に対しての評価も変わってきってしまうような気がします。放射能以外のことはきちんと達成度があつたとしても、それに放射能のことを加味してしまうと達成度が下がってきってしまう可能性があると思ひます。放射能の項目を別に立てていただいたほうが、他の小分類の評価も順当な評価ができるのではないかと思ひます。

〈 小金澤 会長 〉

はい、その他。

〈 加藤 委員 〉

この計画を立てたのは、そもその震災が起こる前に考えられた内容なんですね。それで、震災後なかなか通常業務に入れなかつた中でもここまでやってきたと。だから放射能だけでなく震災があつたということがそもそも通常の評価をしていいのかという疑問があつて、佐藤委員がおっしゃるとおり、通常は今まで行つてきたような評価とは違う何か考えの下、評価をしていかないと、会長だけが大変になるのかなと。委員が思ひ思ひに、危機感とか思ふところが違ふと思ふので、目線合わせとかそういうものをしておかないと、議会とかに報告する際もてんでんばらばらな評価にならないのかなという不安はあります。

〈 小金澤 会長 〉

そのほか意見はございませんか。いろんな御意見を出してください。

〈 桔梗 委員 〉

この委員会の名前が食の安全というものを謳っている限りにおいては、放射能は一つの大きな問題で、それを度外視しているわけではないが、その土台とか根底を気にしないと、実際に

生産者の現場でも作った方がいいが大丈夫なんだろうかと不安を抱えながら出荷している。それが水産物でも農産物でも同じ状況にあるということは私も現場で話を聞いています。逆に私は消費者の立場でもあります。消費者の立場でいうと、表示だとか行政との連携作り、関係作りという前に、やはり自分の家庭の食の安全安心を度外視しては考えられない。評価する立場になった時に食の安全安心の確保というものを考えると、県がどのようなスキームでこれから食の安全安心を推進していこうとしているのか、先ほどの話に戻りますが、評価システムを見直ししていったほうがいいと個人的に思います。

〈 小金澤 会長 〉

はい、それでは。

〈 相原 委員 〉

この評価について、佐藤委員が言ったように、私も実は野菜を作って直接販売しているので、放射能は大丈夫ですかと聞かれます。個人的に機械がなかったのも、まず農協に問い合わせまして、農協は抜き打ちで検査しているので、六郷管内は何と何をしましたとデータが出る訳でそれを見たり、あとは学校給食の方に出しているのも、この間、大根と蕪を学校給食でやっていただきました。その時は「大丈夫でした」と答えが返ってききましたが、やはり自ら動いてやっている立場なので、何か評価の場合に、自分個人と自分の経営内容と周りをみて、それを判断しなくてはいけないのかなど。個人で評価するのと周りの人はどういうふうになっているのだろうと考えながら推測のもとで評価する、そんな感じになるんです。私が生産現場でこういうことをやっていると。そうすると、何かそこには切っても切れないものがありまして、別枠というか、やはり従来のやり方も付加しながら、また別にというものが必要なのではないのでしょうか、そう思いました。

〈 小林 委員 〉

私の場合は、末端の消費者との接点にあるわけですし、特に今は、県外からの小学校による修学旅行のシーズンでございます。ほぼ一昨年対比までに戻っていると理解しています。各学校からの御注文で、放射線の問題についてどれ位くるんだろうかなという思いがありましたが、ほとんどございませんでした。1件もありませんでした。これは私は拍子抜けをした気持ちが今でもございます。今回、私どもが扱った学校件数は600校位あったんですが、ほとんどありませんでした。これをはたしてどうふうに理解していいかわかりませんが、やはり今、我々消費者も生産者も外食も全部含めて、一番問題視しているのが放射線だと思っているので、これはやはり別枠で放射線の項目を作った方がよいと思います。

〈 小金澤 会長 〉

その他ございますでしょうか。

〈 大山 委員 〉

私も同じ意見です。どういうふうに評価したらいいのか、まとまらないが、一つ考えますことは、放射性の問題は大きいということは事実なのですが、同じような従来通りの評価をした場合に、同じ評価をするということは、今までの経過を比較することになります。そうなりますと、震災、放射線の問題があつて、この年だけは特別だったんだとか何か言い訳の材料を示すような形になるような気がします。そうすると評価するという意味がどこにあるのか、と思ひまして。先ほどの専門監のお話の中では、目的の中にこれから計画に役立てるということをお話されてきましたので、評価することがこれからの計画にどのように役立つのか、少し疑問なところですよ。

で、もう少し評価の方法を変えて行くということは大切なのかなと思いました。

〈 小金澤 会長 〉

その他ありますか。いろいろ出たと思いますが、今までの意見と私の意見を若干を整理したいと思います。やはり評価をするということは、ある程度の連続性、継続性があるので、同じ視点といっても同じ項目を評価しているので、評価する視点は委員さんによって変わっているので、項目をどう評価するかは、進んでいるかいないかというのは、それぞれの委員の価値判断なので、それは変動するのですが、評価する項目をどのように設定するか、基本的にはこの内容でやってきている。今年の場合は、逆にいうと評価の軸がぶれる可能性が十分あって、なぜかというやっていない項目が結構ありますから、評価しろといってもやっていないわけですから、評価できない項目が沢山あるわけです。ゼロ査定でした、できませんでした、やりませんでしたと何カ所もあります。そういう意味では、やっていないのを評価しろといっても難しいので、マイナス評価にならざるをえないだろう、やっているかやっていないかに関しては。それを前提として、先ほど何人かの方がおっしゃっていましたが、震災の年の評価の結果と違ってくる場合は、そういうやられていない項目がたくさん出てくるということで評価せざるを得ない。それから、小項目の中に確かに放射能対策のものがぶらぶら入っています。小項目も全体の小項目という形で評価していいんだろうと思います。ただ、放射能のシステムの問題として、放射能の対策というところでは、対策というのは全体のシステムですから、それは別項目として評価しないと。ばらばらの項目で評価することではなく、県として食の安全安心の施策として、食の放射性の体制システムを全体の委員会があって検討はしていますが、食の安全安心のジャンルとしては、食品の放射能の検査体制がどういう仕組みで作られたのかについて、皆さんから評価を受けるものだと思うので、二重評価で仕方がないのだと思います。私の意見としては、震災を前提にして皆さんの共通理解で評価をする。小項目について、放射能を切り出すのも大変ですから、このまま評価するけれど、これはあくまで小項目の全体の中で評価していただいて、そして、4の放射能対策については、評価表を作っていただいて、その評価表で評価する形にできないでしょうかというのが案でございます。やはり、小項目は小項目で、食の安全安心を確保したり、みんなに安全安心の啓発をやっているという項目の中で、放射能を除くというのはいかがなものかということになりますので、それはそれで評価していただいしょうがないんだろうと。ただ、放射能対策の検査体制については、独自に評価して、良かったのか良くなかったのか、それぞれの委員から出していただいた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

〈 宍戸 専門監 〉

それでは、皆さんの意見が、放射能の評価ということで、これはこれでという意見が大変多いということを知りました。それで1, 2, 3については、今、会長がおっしゃったように少しずつ放射能部分が入っていますが、それはそれで1, 2, 3の中で評価を頂戴して、さらに4の放射能については、取組の体制の評価という形ですることとし、皆様をお願いしたいと思います。今日、評価表を用意していなかったもので、この部分をさっそく作って皆さんにお届けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〈 小金澤 会長 〉

それでは、そういう方向で進めていただきたいと思います。やはり、今日、皆さんからたくさん出された、震災の年である評価というのをどのように評価していくかということも皆さんのお考えなので、皆さんの共通認識であれば、やっているものやっていないものがありますの

で、皆さんで考えていただいて評価をお願いします。それでは、この点はこれで終わりにして、次に進めてよろしいでしょうか？ それでは、続いてハの食品の放射性物質の検査体制について、よろしくをお願いします。

〈 赤尾 課長 〉

それでは、ハの食品の放射能の検査体制について、資料4に従いまして、①県内における機器の整備状況についてと、②検査実績を説明します。

資料4の1ページですが、これは、左から右に、生産から消費に至る食品の放射性物質検査体制を図示したものです。まず左の生産環境調査ですが、土壌については、水稻等の作付け前に検査を実施し、この調査結果を参考に営農指導を行います。牧草や稲わら等の家畜飼料は、モニタリング検査を実施し、許容値以上の数値が検出された場合は、使用自粛の要請を行います。堆肥についても同様に検査を実施し、許容値以上の数値が検出された場合は、同じく使用自粛の要請を行います。出荷前検査ですが、放射能測定検査計画に基づき、定期的にモニタリング検査及び精密検査を行い、検査結果を速やかに公表しております。また、廃用牛等については、出荷前に生体検査を実施し、基準値を超える恐れのない牛のみを食肉処理場に出荷しています。出荷後検査では、食品衛生監視指導計画に基づき、流通食品の収去検査を行っており、基準値を超過した場合は、回収措置及び迅速な公表をすることとしております。食肉処理場における流通前の牛肉検査においては、県外の食肉処理場出荷牛を含め、全頭検査をしております。学校給食では、使用される食材を事前に検査し安全性を確認しております。市町村による検査では、住民が家庭菜園等で自家栽培した農産物を持ち込んで、検査ができるようにしております。

2ページですが、食品関係を測定する放射性物質測定器の整備状況です。精密検査を行うゲルマニウム半導体検出器は3台、簡易検査を行うNaIシンチレーションスペクトロメータは、各魚市場、試験研究機関、教育事務所に計27台配備し、市町村へは住民持ち込み検査用に計34台、これは資料では24年6月とありますが、7月から配備するところです。

3ページですが、市町が独自に機器を整備又は消費者庁から貸与されている17町の一覧で、住民が家庭菜園などで野菜などを持ち込んで放射能の検査を行っております。

4ページと5ページですが、食品の新たな基準値の説明資料です。今年4月から、食品に係る暫定規制値が引き下げられ、新基準値が設定されました。見直しの考え方は、食品からのセシウムによる年間許容線量を暫定値で許容していた年間5ミリシーベルトを年間1ミリシーベルトに引き下げることによるものです。食品の区分については、暫定規制値は、「飲料水」200、「牛乳・乳製品」200、「野菜類」、「穀物類」、「肉・卵・魚・その他」500の5つの食品群に区分されていましたが、4月からは、特別に配慮が必要とされる「飲料水」は10、「牛乳」と「乳幼児食品」については50、「一般食品」は100、いずれも単位はベクレルですが、それぞれ引き下げられました。

5ページは経過措置の設定についてですが、新たな基準値の設定の移行に際しまして、市場に混乱が起きないようにするために、一部の品目については、経過措置が設けられております。経過措置の対象となる食品ですが、まず3月31日までに製造・加工・輸入された食品で、暫定規制値の適用期間につきましては賞味期限までとなっております。そして個別の食品として、米と牛肉は9月30日まで、大豆は12月31日まで暫定規制値が適用されますが、これらを使用し

た加工食品等は、経過措置期間中に製造・加工・輸入された食品については、その食品の賞味期限まで暫定規制値が適用されます。

6 ページですが、県内農林水産物の放射能測定検査計画ですが、四半期ごとに策定し、県ホームページで公表し国にも報告しております。検査結果については、原則として毎週水曜日と金曜日の週 2 回公表し、放射能情報サイトみやぎに掲載しておりますが、基準値超過が判明した場合は、その都度記者発表を行います。

7 から 8 ページにかけてですが、6 月 1 8 日現在の国による出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況です。畜産物では牛、林産物では 7 種類、水産物で 8 種類が出荷制限や自粛の対象となっています。

9 ページですが、牛の出荷状況です。牛肉については、8 月 2 4 日の出荷再開から流通前の全頭検査を実施しております。平成 2 3 年度ですが、県内 2 か所の食肉処理場で計 1 2, 5 2 3 頭、県外では、東京都の芝浦をはじめ計 5, 8 8 5 頭を検査しました。このうち県内で処理された 1 頭については暫定規制値の超過が確認されました。廃用牛等の出荷牛の生体検査の検査状況については、3 の表のとおりです。

以上、食品の放射性物質の検査体制について、資料により説明しました。御協議についてよろしく申し上げます。

〈 小金澤 会長 〉

今、報告がありましたが、これについて御質問、御意見があればお願いします。

〈 加藤 委員 〉

牛肉の全頭検査はいつ頃まで、という考えはありますか。汚染稲わらが出て、牛肉の基準値が超えたのが出て、それで大変だということになっているが、放射能の先生のお話を聞いたりすると、今の段階では全頭検査までする必要はなくなってきている現状でもあるという話を聞きましたが、宮城県として、この全頭検査を継続するのか、何かしらある程度、何か科学的な根拠を持ってモニタリングに変えるといったようなことはあるのでしょうか。

〈 伊藤 技術副参事（畜産課） 〉

確かにそのとおりで、特に肥育牛については、稲わらの問題が起きてから生産者はすっかり給与を止めているので、全く問題がないレベルになってきていると思います。ただ、廃用牛については、今年の 4 月までかなり高い牧草を食べさせていいということでありましたので、まだしばらく心配はあるということで、生体検査もやりながら確実に低いものを出荷していこうということで進めております。いつまでということは、大変我々も興味深いところではありますが、これは科学的なものよりむしろ消費者の考えに引っ張られるようなところがあると思います。例で言えば B S E も、ほとんど見られない状態になっていますが、ずっと続けているというのが現状です。生産サイドからいつまでこれをやらなければいけないかということは非常に答えづらいことです。個人的な感想でいえば、たぶんしばらく続くと思います。

〈 加藤 委員 〉

今、風評被害ということが出ましたが、消費者というのは、いろんな先生のところに学習に行ける方は、いろんな知識を習得されると思いますが、なかなか行けない方たちがマスコミとかの情報、消費者が飛びつくような恐怖感を煽るような感じで報道されると、それがあたかも正しいかのようにとられて、それが風評被害になると思うので、きちんと県もホームページで放射能サイトとかありますが、正しく今の稲わらの現状はこうで、牛は食べていない現状だという、情報

が行き渡らないことによる風評被害みないなこともあるので、そういったことも考慮していただき、全頭検査でBSEもやりながら放射能もという、予算がいくらあっても足りないのではと心配になりましたのでお聞きしたものでした。

〈 佐藤 委員 〉

先ほど小林委員がおっしゃった小学校からのお弁当のお話がありました。修学旅行で放射能の問い合わせがなかったという、それだけ皆さん、安心しているんだと思う。安心しているというのは、検査体制が行われてそういったものが出荷されていないからというのを前提にしているから皆さん安心して食べているのだと思いますが、逆に言えば、その隙間をかいぐって何か出てくれば、これはもう話が全然がひっくり返ってしまう。この会議は、委員同士の意見交換の場となっていますので、県の体制について、具体的に市場の部分でどのように反応されているのか、阿部委員と佐々木委員からそのへんの状況についての話と、あわせて我々は評価しなければいけないので、その評価の参考材料として、お二方の市場の立場から、現在の体制についてどのようなお考えを持っているのかお聞かせくださればと思います。

〈 阿部 委員 〉

私は、3月まで気仙沼の水産の現場におりまして、放射能という部分では、検査そして出荷というような、県の指導をいただきながら対応しております。全て検査した上での出荷と考えて対応しておりますが、たまたま、東京の小学校の先生からお電話をいただきまして、何かというと、我々、御支援をいただいたので、塩蔵わかめを業者を通じて提供したという例がありました。先生は、「ありがとうございます。」というところから、最後に「子供たちに食べさせるには放射能の検査結果が必要になりますので、提出してくれませんか。」という連絡がありました。それは当然のことと意識していながら、私たちも消費者にどのように受け止められているのか、やれることはやって出荷についてはしっかり対応しているつもりだが、その辺含めて私自身どんな考え方を持っていたらいいか、不安なところです。

〈 小金澤 会長 〉

学校の先生にFAXは送ったのですか。

〈 阿部 委員 〉

ずっと検査していましたので、気仙沼の総合支所から直接FAXでお送りしました。

〈 佐々木 委員 〉

青果物を扱っており、学校給食などには必ず検査してから納めるよう学校自体から言われておりまして、そのようにしておりますので、安全で安心だと思います。各市場で検査機器をもっているところはないので、生産者には出荷するものについては、前もって刻んで出荷させ、市、検査業者、ヨークの各店等で検査を受け、それでOKのものしか納入できません。そのため生産者は困っています。特に椎茸は大丈夫だというレベルでも売れず、二束三文でしか取引できない状況です。一番困るのは、家庭菜園とかで作っている人が、市で検査を受けるようにと言っても、「検査した」と言われれば、それ以上はどうしようもありません。荷受の段階で県から毎日流れてくる出荷自粛要請のFAXで全部チェックし、出回らないよう各市場でやっていると思います。一つでも出回れば、全体的に皆さんに迷惑が及ぶということで厳しく検査をしています。

今度の土曜日、当社に東電が来て放射能の賠償問題について説明会をしてくれるということで我々荷受業者も生産者に出荷の自粛要請をしやすくなりました。椎茸や山菜の生産者は風評被害で本当に困っている人が大変多いです。放射能については、皆さん敏感になっているので、売る

方も作る方も大変です。今後もしっかり検査をやって、安全なものだけを出していくという状況で進めております。

〈 小金澤 会長 〉

そのほか何かありますか。高橋次長さんから検査体制について何かコメントがあれば。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

先ほどの課長の説明に基本的に加えることはありません。現実的には、きのこなど林産物はなかなか厳しいが、一般の野菜などはほとんど不検出がずっと続いておりますので、概ね安心していただいよと思っております。とはいえ、だからそろそろ検査しなくていいのかということではなく、不検出である、あるいはほとんど出ないということを証明するためにも、検査はむしろ手厚くしっかり続けてやっていくべきだと思っております。検査機器ももう少し強化する予定です。

〈 小金澤 会長 〉

ありがとうございました。特に、10月1日からは米と牛肉が新基準になります。その意味で検査体制と、県や国と同時に、農協等各団休で検査をやっていますので、この連携をうまく取っていただきたいと思ひます。では、次の議題に移ります。みやぎ食の安全安心県民総参加運動の取組状況についてお願いします。

〈 宍戸 専門監 〉

議題ハのみやぎ食の安全安心県民総参加運動の取組状況について説明します。資料5で御説明します。説明の前に、みやぎ食の安全安心県民総参加運動ですが、食の安全安心推進条例に基づくものでして、消費者が参加するみやぎ食の安全安心モニター制度と、生産者・事業者が取り組むみやぎ食の安全安心取組宣言、この二つを柱として展開しております。今年度の事業の進捗状況について御説明します。

食品表示ウォッチャー事業ですが、消費者モニター100名に委嘱し、JAS法に基づく食品表示のモニタリングをしていただきます。地元のスーパーなど食品販売店に対し7ヶ月間の調査をお願いします。一昨年度まではウォッチャーを50人に委嘱してきましたが、平成22年度のあり方検討の提言を踏まえて、今年度から消費者モニター100人に委嘱しました。応募したところ183名から応募があり、意識の高さを伺わせました。5月18日に委嘱状の交付と食品表示ウォッチャー業務説明会を開催し、JAS法の表示の実際と調査方法について説明しました。6月1日から12月末までの活動となります。毎月2店舗で、1店舗あたり5品目についての調査を実施し、その結果を月末に報告していただくということになります。調査は今月から開始いただいよ、その結果報告が送られてきております。報告のあった疑義情報は速やかに対処するとともに、実施状況や今後の調査のポイントを解説したウォッチャーだよりを年2回程度発行する予定となっております。次の公正取引協議会試買検査会検査員事業は、食糧関係の協議会と連携して、県内で試買検査が開催される場合に、消費者代表の検査員としてモニターを紹介するというものですが、該当があればモニターだより等で募集します。今年度は今のところ該当する案件はなく、引き続き情報提供に努めてまいります。研修会・講習会の開催ですが、「食の安全安心セミナー」は、10月下旬に「食品中の放射性物質」をテーマに開催を予定しております。講師は、食品安全委員会からお招きしてお話をいただくことで調整を進めております。また、モニター研修会は、1月下旬の開催を予定しております。食の安全安心基礎講座ですが、第1回に

つきましては、モニターだより創刊号で、「食品表示について」というタイトルで掲載いたしました。次回は、「食と放射性物質」をテーマに第2号に掲載する予定となっております。次にモニターだよりですが、今年度からの事業で、年に3回の発行予定ですが、先月31日に創刊号を発行しました。本日の参考資料として配布させていただいております。第2号は、9月中旬に発行の予定となっております。地方懇談会は、食と放射能をテーマに開催することについて御配慮いただくよう各地方振興事務所農業振興部及び保健所に対し依頼しております。生産者との交流会及び食品工場見学会につきましては、11月中頃に実施を予定しており、参加者は30人程度とし、視察先については選定中です。アンケート調査は、今年度は7月に調査を実施します。県民の意識の経時的な変化を見るということで前回に引き続き、食と放射能に関する設問などで、内容は各関係各課との協議調整を終えております。7月2日にモニターあて発送する予定となっております。推進会議委員の消費者モニター枠1名の公募につきましては、一般県民枠1名と同様に今月18日から応募書類を受け付けております。モニターにはモニターだより創刊号で、一般県民については県政だよりでお知らせしております。募集締切は今月29日となっております。7月上旬に1次審査、7月24日に集団討議及び個人面接の2次審査を実施しまして、8月に最終決定する予定です。

次に取組宣言事業について説明します。取組宣言事業者に対する被災状況の確認作業ですが、全事業者に対してアンケートにより5月1日までに回答を求めておりましたが、6月22日現在の回答者数は1,272名で、回収率は38.5%にとどまっております。回収者のうち震災の影響などにより取組宣言を辞退したいとの意向を示した宣言者は回答者の8.6%、109名となっております。現在は残りの61.5%の宛先不明として書類が届かなかった事業者や未回答の方の被災状況確認調査を継続して行っております。マークのリニューアルについては、事業者の状況確認の結果等を踏まえて、改めて実施時期等について検討したいと考えております。まるとフェスティバルは、10月13日と14日、土日ですが、開催されますが、そのフェスティバルにおいて取組宣言者のコーナーを設けて取組宣言者の商品を販売し、その中で取組宣言の普及に努めていきたいと考えております。取組宣言事業者のうち製造・加工業者及び生産者に対しまして、7月に出店希望について照会をかける予定でおります。最後に、事業実施状況報告ですが、5月22日現在の報告率は31.9%となっており、未提出者に対しては引き続き報告いただくよう進めまいります。以上で、みやぎ食の安全安心県民総参加運動のについて現時点での実施状況についての御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〈 小金澤 会長 〉

今の点について何か御質問、御意見はございますか。よろしいですか。震災の後で取組宣言については少し遅れていますが、マークの問題とか事業者の確認作業に手間取っておりますので、こういうのを進めながらやっていく。モニターのほうは、だいぶ作業が進んでおりますので、皆さんからもいろいろと御意見を出していただきたいし、新規でやる生産者の交流会が11月中旬に予定を組んでいるようですが、委員も参加できるのでしょうか。

〈 宍戸 専門監 〉

なんとかしたいと思います。

〈 小金澤 会長 〉

後でスケジュール表で確認できると思いますが、次の会議が8月、そしてその次の会議が2月で、どうしても空くので、安全安心セミナーが10月にあり、11月にこういうのがあれば、委

員の交流にもなるし、モニターさんから何らかの声が聞けるかもしれないので、そういう意味でも可能であればチャンスをもたらえたらと思います。それでは次に進めてよろしいですか。

〈 小林 委員 〉

よろしいですか。モニターだよりの発行部数はどの位ですか。

〈 宍戸 専門監 〉

モニターの数だけ出しておりますので、約800部になります。

〈 小金澤 会長 〉

県民に出しているものではないので。モニターに限定しないで、合庁など他に置いておけるところがあれば。予算の問題もあります。

〈 小林 委員 〉

800も2～3, 000も変わらないのでは。

〈 宍戸 専門監 〉

県のホームページにも掲載しております。

〈 小林 委員 〉

そうですか。

〈 小金澤 会長 〉

他になければ次にまいます。

〈 菊地課長補佐 〉

では、事務局から「みやぎ食の安全安心推進会議における今後の検討内容とスケジュールについて」ご報告申し上げます。資料の6, 一枚物をご覧ください。

先ず、当「推進会議」についてでございます。今年度は今回を含め計3回の開催を予定しております。次回第2回は、再来月8月24日金曜日に開催し、本日委員の皆様方をお願いいたしました「平成23年度施策の実施状況に対する評価」を総括した「推進会議」としての評価について、協議・決定していただきます。最終評価は、9月に「宮城県食の安全安心対策本部会議」での了承を経て、9月県議会に報告いたします。

ところで、当会議委員の任期は、本年8月31日までとなっております。このことから、現在、公募委員の選任作業を進めているところでございます。今週末29日まで応募書類の受付を行い、来月に1次審査及び2次審査を実施し、8月に最終決定いたします。次期第6期委員の任期は、平成26年8月31日までの2年間となっております。

今年度第3回目の会議は、来年2月の下旬ないしは中旬に、新委員の方々により開催されます。平成25年度の食品衛生監視指導計画（案）について、ご検討いただきます。

最後に、研修会等の実施計画についてですが、先程、県民総参加運動の取組状況のところ、宍戸専門監から説明がありましたので、省略いたします。事務局からは以上でございます。

〈 小金澤 会長 〉

ありがとうございました。新委員は、8月の2回目の会議には出ないんですね。

〈 菊地 課長補佐 〉

はい。任期が9月1日からですので。

〈 小金澤 会長 〉

新しい委員は、2月まで何をやっているかよく分からないということになるので、先ほど話したように、セミナーとかで補強しておかないと。そういうふうに配慮をお願いします。今、公募委員の応募はどのくらいきていますか。

〈 菊地 課長補佐 〉

我々の予想より低調でして、今日現在でまだ4件です。

〈 小金澤 会長 〉

珍しいですね。前は40件位でしたね。では、以上報告ですが、何か質問があれば。それでは、これで議事の一切を終了してよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

〈 司会 〉

活発な御議論ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。